

国民健康保険への加入・脱退の届出等について

国民健康保険の加入・脱退については、会社等では手続きはしてくれませんので、ご自分で提出していただく必要があります。次の事項に該当する場合は、市役所に14日以内に届出をお願いします。

共通して届出に必要なもの

本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）

○国民健康保険に加入するとき

加入する理由	届出に必要なもの
中野市に転入するとき	前住所市区町村の転出証明書 ※前住所の転出手続き時に「特定同一世帯所属者異動連絡票」、[旧被扶養者異動連絡票]が発行された場合、転入手続き時に提出してください。
職場の健康保険をやめたとき	健康保険離脱証明書（社会保険の喪失証明）
職場の健康保険の扶養からはずれたとき	健康保険離脱証明書（社会保険の喪失証明）
子どもが生まれたとき	出生を証明するもの、母子健康手帳、国民健康保険被保険者証

注：届出が本人または同一世帯のご家族で、運転免許証等をご提示いただいた場合には、窓口にて被保険者証をお渡します。

【加入の届出が遅れると】

届出が遅れた間の医療費が全額自己負担となる場合があります。また、国民健康保険税についても届出日（窓口へ手続きに来た日）からではなく、前の健康保険の資格が切れた日までさかのぼって課税されることになります。

○国民健康保険をやめるとき（脱退するとき）

やめる理由	届出に必要なもの
中野市から他市区町村へ転出するとき	国民健康保険被保険者証
職場の健康保険に加入したとき	国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証
職場の健康保険の扶養になったとき	国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証
死亡したとき	国民健康保険被保険者証、死亡を証明するもの

注：上記の届出により、国民健康保険税が変更になる場合があります。変更になる場合は、翌月に通知します。通知が届くまでは、従前の納付書どおりに納めてください。

【やめるときの届出が遅れると】

社会保険等に加入した日以降は、国民健康被保険者証は使用できません。もし、使用して病院等を受診した場合、医療費を市に返還していただく場合があります。

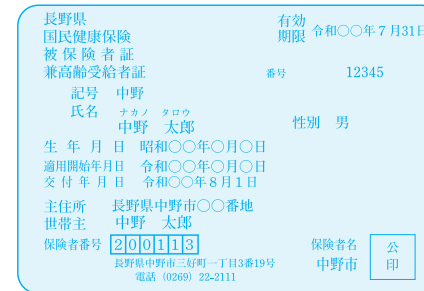
○その他届出・申請

こんなとき	届出に必要なもの
被保険者証をなくしてしまったり、汚してしまった場合	汚してしまった国民健康保険被保険者証
市内で住所が変わったとき	国民健康保険被保険者証
世帯主、世帯構成が変わったとき	
氏名が変わったとき	
修学のため市外へ転出するとき	国民健康保険被保険者証、在学証明書
上記（修学）に該当しなくなったとき（大学等を卒業した時など）	国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証
市外の施設に入（退）所したとき	国民健康保険被保険者証、施設入（退）所証明書
介護保険の適用除外施設に入所等したとき（40歳から65歳未満の方）	国民健康保険被保険者証、介護保険適用除外施設入（退）所証明書

注1：届出が本人または同一世帯のご家族で、本人確認書類をご提示いただいた場合には、窓口にて被保険者証をお渡します。

注2：上記の届出により、国民健康保険税が変更になる場合があります。変更になる場合は、翌月通知します。通知が届くまでは、従前の納付書どおりに納めてください。

○被保険者証は、国民健康保険に加入していることを証明する大切なものです。紛失・破損されないよう大切に保管してください（現行の被保険者証の発行は2024（令和6）年12月1日までとなります。マイナ保険証をご利用ください。）



国民健康保険被保険者証
兼高齢受給者証

被保険者証は毎年更新となり8月1日までにお送りします。同封のパンフレットには、国保の届け出や給付に関すること等掲載されていますのでご覧ください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）をご利用ください

ジェネリック医薬品とは先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に、同じ主成分で製造することができるようになった後発医薬品のことです。先発医薬品と同様に品質や安全性は国の承認を受けて販売されている薬であり、同等の有効成分で低価格化が図られています。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医療機関などの診察の際に、医師にご相談ください。ただし、すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、治療内容によっては適さない場合や、在庫がない場合など切り替えることができない場合があります。